

住居表示通信 第1号

令和 3年11月7日

早出町自治会

会長：鈴木 厚

＜各戸配布＞

町内の皆さんへ

これまで数年来、地域の課題として「住居表示」への取り組みを大きく掲げてまいりました。平成23年の通常総会においては、それまでの市との協議経過の承認をいただいておりますが、具体的な町境や町内の街区案は検討・調整が進んでなく、また皆さんにやっていただく事務的手続きや経済的負担、さらには行政側の審査承認手続きのスケジュール、問題・課題等について詳しい説明も出来ておりません。

自治会としては毎年の必要な事業については確実に進めてきておりますが、本案件については大変な労力と時間を要することから遅々として進まなかったのが実情であり、お詫びいたします。

しかしながら、皆さんからの強い要望がなかったこともあり、優先度が低く先送りとなっていたのも事実であります。

こうした中で、時代の進展と共に我々の暮らしも変わり、住居表示の意味、必要性、効果等も微妙に変化してきているように感じます。そこで、あらためて町内にお住まいの皆様、事業所の皆様にご意見を伺い、取り組みを進めるのか止めるのか判断をしていきたいと存じます。

つきましては、これより3か月ほどかけて皆様に下記のような情報提供を行います。その上で来春に実施是非のアンケートを行い、結果を踏まえて判断をいたしますのでご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

取り組み推進の是非の決定に向けてのスケジュール

(1) 情報提供

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 住居表示の制度、メリット・デメリット | 11月 |
| ② これまでの町内の取り組みの経過、他町の事例 | 12月 |
| ③ 行政の考え方(町境や街区、スケジュール)と早出町の考え方 | 1月 |
| ④ 課題・・・世帯や事業所の労力と負担、隣接町との調整 | 2月 |

(2) 意見聴取

- | | |
|----------------|----|
| 全戸・全事業所へのアンケート | 2月 |
|----------------|----|

(3) 結果報告

- | | |
|----------|----|
| 通常総会及び回覧 | 3月 |
|----------|----|

＜住居表示とは＞

- (1) 制度 地番表示の住所ではなく、市の基準に基づいて順序良く番号を付けた住所
・地番とは、土地一筆ごとに振り分けられた番号で、法務局が定めたもので、所有権や徴税額を明らかにするため。納税の必要のない国有地には地番なし。
・住居表示は法律に基づいて市町村が定めた住所。郵便物に使われる。
- (2) 目的 所在場所をわかりやすくするための住所
連続した番号となり、日常生活や経済活動あるいは救援救護活動の便宜向上
- (3) 表示 ① 街区方式(実施都市の多くが採用)：街区(ブロック)符号と住居番号
② 道路方式(山形県の一部)：道路名称を町名にし、道路沿いの建物に住居番号

＜例＞



＜裏面＞

住居表示の法整備の背景
メリット・デメリット

早出町自治会ホームページQRコード

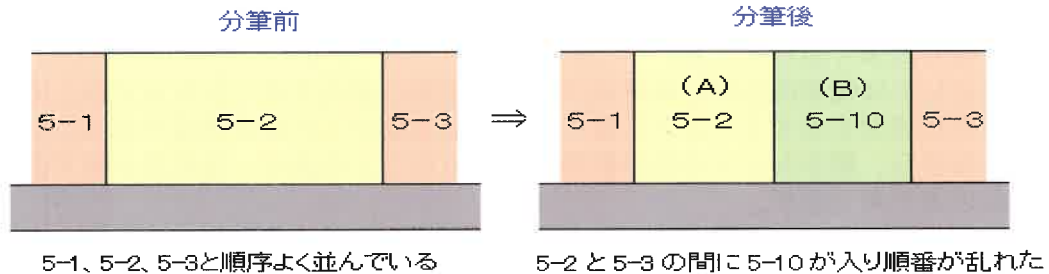


<住居表示の法整備の背景>

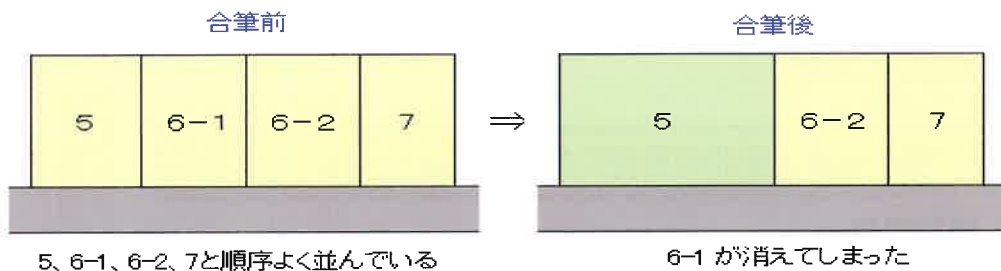
土地の利活用が進み、また区画整理等により、分筆されると枝番ができる。（下記図参照）合筆すると地番が消えてしまい、地番は住宅の並びと一致しなくなり、郵便の遅れ、パトカーや救急車や消防車などの緊急車両の到着が遅れる恐れがでてきた。

こうした地番表示の分かりにくさから昭和37年5月に法施行となった。しかしながら今日ではカーナビの発達により、目的地へのアクセスには困らなくなり、不便さが解消されてきている。

■分筆の例：5-2の土地を（A）（B）の二筆に分筆した場合



■合筆の例：5の土地と6-1の土地を合筆した場合



メリット

- ・ 連続した街区(1丁目、2丁目～)、番号(11、12、13、14、15～)となり、分かりやすい
- ・ 初めての人でも容易に目的の建物に到達できる
- ・ このため郵便物や宅配の配達が便利で早くなり、また消防車や救急車やパトカーなどの緊急活動がスムーズになる
- ・ 地番とは無関係に番号がつくため、土地の合筆や分筆しても番号の順番が崩れないし、枝番が発生することもない
- ・ 地域の都市化のイメージが生まれる

デメリット

- ・ 住所変更の手続きが必要になるものが大変多い
(詳細については後日の通信で説明しますが、保険者証、受給者証、旅券、免許証、不動産、携帯電話、自動車バイクなど沢山あります)
- ・ 事業所における事務手続きの負担(労力・費用)の発生
(詳細については後日の通信で説明しますが、法人の変更登記をはじめ、会社の案内資料や契約書類等においての住所変更作業が必要になります)
- ・ 町境の見直しにより、隣町からの編入や反対に隣町への編入などの問題発生
- ・ 地域の固有の町名の字(上組、中根組など)を使わなくなり、伝統や連携面での影響
- ・ 長い年月が経つと土地の地番表記の地図が少ないことから、地番を忘れてしまう

※ 次号では、これまでの町内の取り組みの経過や、他町の事例について説明します。